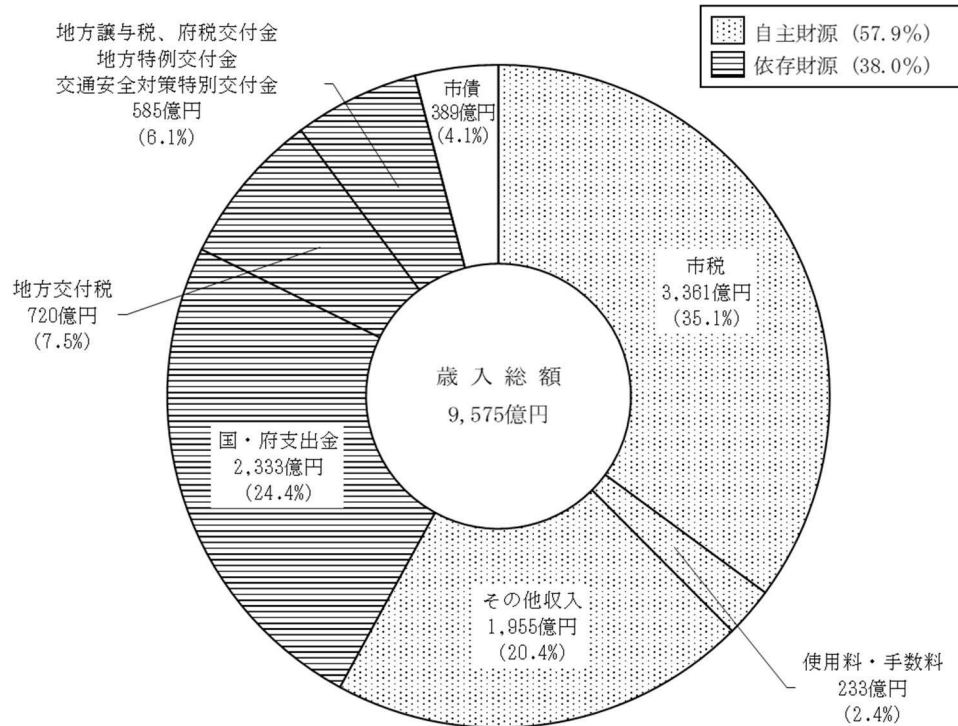


第1章 市税の役割

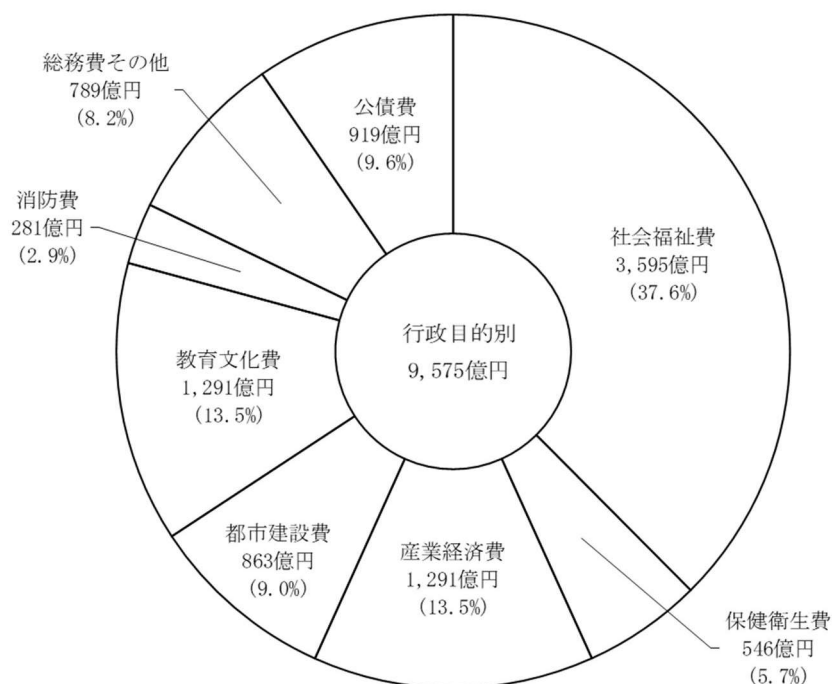
市税は、京都市予算の約3割を占めている重要な財源です。

市民の皆さんに納めていただく市税は、貴重な自主財源として、様々な事業を推進する原動力となっています。

● 一般会計歳入予算の内訳（7年度当初予算）



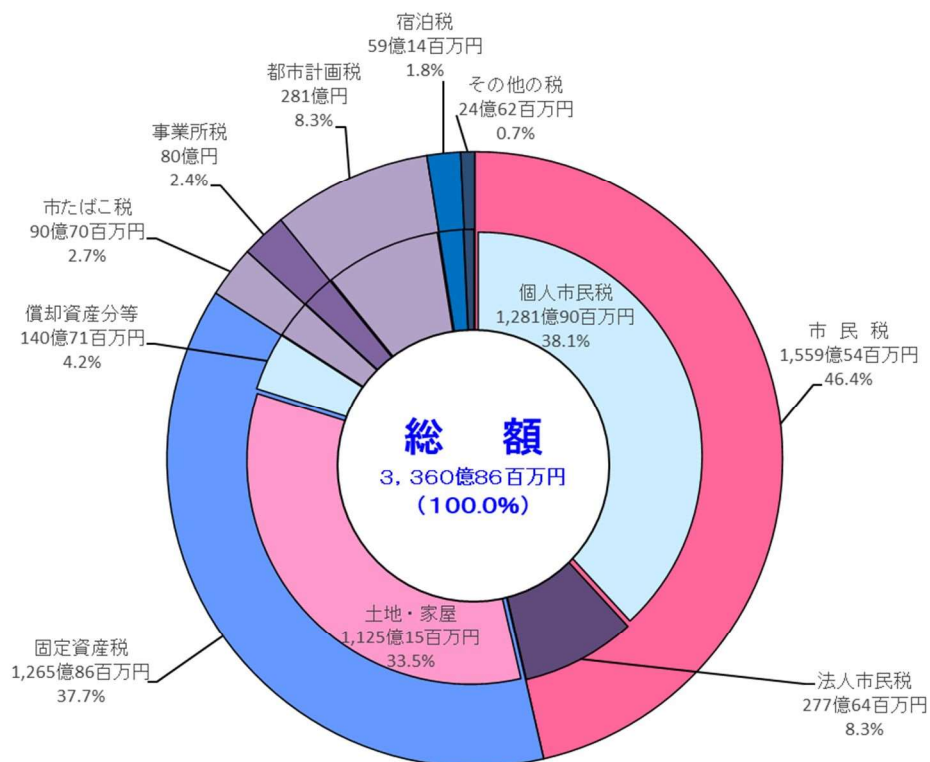
● 一般会計歳出予算の内訳（7年度当初予算）



市税収入の内訳

市税の総額は 3,360 億 86 百万円で、その内訳は下図のとおりです。市民税、固定資産税、都市計画税で、市税収入全体の 92.4% を占めています。

● 市税収入予算の内訳（7 年度当初予算）



税 目	7 年度当初予算額
市 民 税	1,559 億 54 百万円
個人市民税	1,281 億 90 百万円
法人市民税	277 億 64 百万円
固定資産税	1,265 億 86 百万円
土地家屋分	1,125 億 15 百万円
償却資産分等	140 億 71 百万円
市たばこ税	90 億 70 百万円
事業所税	80 億円
都市計画税	281 億円
宿 泊 税	59 億 14 百万円
軽自動車税	22 億 42 百万円
入 湯 税	2 億 20 百万円
合 計	3,360 億 86 百万円

市税等※10,000円の使い道

納めていただいた市税等※10,000円は、市民の皆さんの日常生活に欠かすことのできないさまざまな仕事に使われます。（令和7年度当初予算ベース）

※ 市税、府税交付金及び地方交付税等を含んでいます。

高齢者等の福祉，子育て支援や生活保護など	産業振興，道路・公園・地下鉄・下水道の整備など	学校・文化会館・図書館等の建設運営など	保健衛生事業・ごみ・し尿処理など	消防救急活動など	公債の償還など	住民票等の窓口業務・庁舎管理など
3,262円	993円	1,904円	714円	410円	1,771円	946円
市 税 10,000円						

入湯税・事業所税・都市計画税の使われ方

入湯税・事業所税・都市計画税は、地方税法で使途が定められている目的税であり、本市では、次の事業等に全額使われています。（令和7年度当初予算）

事業名	事業費	うち入湯税	うち事業所税	うち都市計画税
温泉利用許可施設に対する助成事業	2百万円	2百万円	-	-
温泉観光推進事業	22百万円	22百万円	-	-
観光宣伝事業	1億09百万円	71百万円	-	-
観光調査事業	31百万円	20百万円	-	-
環境衛生施設の整備	2億75百万円	53百万円	-	-
消防施設の整備	11億28百万円	52百万円	-	-
公園緑地等整備事業	18億71百万円	-	2億62百万円	1百万円
街路整備事業	17億22百万円	-	15百万円	2億08百万円
土地区画整理事業	16億57百万円	-	1百万円	23百万円
公債償還費	203億85百万円	-	40億45百万円	126億82百万円
下水道整備事業	138億50百万円	-	4億70百万円	129億56百万円
高速鉄道整備事業	24億84百万円	-	81百万円	22億30百万円
社会福祉施設整備事業	4億04百万円	-	1百万円	-
廃棄物処理施設整備事業	27億29百万円	-	8億24百万円	-
道路橋りょう整備事業	101億45百万円	-	7億42百万円	-
河川整備事業	27億97百万円	-	2億12百万円	-
防災事業	37百万円	-	2百万円	-
教育文化施設整備事業	111億41百万円	-	13億45百万円	-
合 計	707億89百万円	2億20百万円	80億円	281億円

※合計は百万円未満端数処理のため一致しない場合があります。

宿泊税の使われ方

平成30年10月1日から課税を開始した宿泊税は、条例で使途が定められている法定外目的税であり、令和7年度（当初予算）は、次の事業等に全額を使うこととしています。

宿泊税を財源として充実・強化する取組

宿泊税 約 59.1 億円

◆ 多様で奥深い魅力を活かした「観光」の推進

(1) 観光を通じた京都の魅力の継承・発展（充当額 8.3 億円）

- ・ 京都の多様な魅力の向上、情報発信の更なる強化
- ・ 修学旅行誘致の強化
- ・ MICE誘致の強化
- ・ 観光客向け案内整備
- ・ 観光事業者の経営強化・魅力発信

(2) 文化の力を活かした価値創造（充当額 5.3 億円）

- ・ 文化財の保全・継承に向けた取組
- ・ 伝統文化の担い手育成・魅力発信
- ・ 文化振興による多様で奥深い魅力創出

(3) 品格ある景観創造（充当額 4.0 億円）

- ・ 京町家の保全及び継承に関する取組
- ・ 歴史的景観・自然景観の保全に向けた取組等

◆ 市民生活と観光の調和・両立の更なる推進

(4) 観光課題対策の着実な実施（充当額 9.3 億円）

- ・ 安心安全な受入環境整備
- ・ 移動利便性の向上・観光地等交通対策
- ・ 観光に対する市民の共感醸成、京都観光モラルの普及・促進

(5) 市民・観光客双方の利便性向上や安心安全につながる都市基盤整備（充当額 26.0 億円）

- ・ 災害時等における市民・観光客等の安全対策
- ・ 交通施設等社会インフラの機能強化
- ・ 公共土木施設の維持管理など

※このほか、キャッシュレス支払への対応や、税額引上げに伴う事業者の対応を支援するための特別徴収事務補助金の補助率の引き上げへの対応等、徴税コストとして、6.2 億円を充当。

※端数処理のため、合計が一致しない場合がある。

空き家・別荘などの非居住住宅への 新税導入を進めています

京都市では、若者・子育て世帯の居住促進などに向けて、空き家や別荘、セカンドハウスなど居住者のない住宅（非居住住宅）の所有者に対して課税する「非居住住宅利活用促進税」の導入に係る条例を制定しました。

令和11年度の課税開始を予定しています。

非居住住宅利活用促進税の概要									
納税義務者	市街化区域内にある非居住住宅（その所在地に住所を有する者がいない住宅）の所有者 ※非居住住宅であるかどうかは、当該住宅を生活の本拠（私的生活の中心地。複数の住宅を所有している方であっても、生活の実態により一か所に定まるもの）として利用している方の有無によって判定します。実際に生活の本拠として利用されている方がいる場合は、住民票がなくても課税対象とはなりません。逆に、住民票が置かれていても生活の本拠として利用していない場合は課税対象となります。 ※居住者の有無は、1棟所有の賃貸アパートなどは棟単位、分譲マンションなどの区分所有家屋は専有部分（住戸）単位で判定します。								
免税点	固定資産評価額（家屋）が 20 万円（制度導入から5年間は 100 万円）未満の家屋には課税されません。								
課税免除・減免	一部の非居住住宅については、税負担が免除されます。 ① 事業のために使っている / 1 年以内に使うことを予定しているもの ② ①のほか、賃貸・売却を予定しているもの（免除期間は募集開始から1年） ③ 居住者の転勤や介護施設への入所等により、一時的に居住していないもの 等								
徴収猶予	非居住住宅の居住者または所有者が死亡した場合、最大3年間は、住宅の処分や活用を図る期間として、税の徴収を猶予します。猶予期間中に住宅が非居住住宅でなくなった場合等は、その間の納税義務が免除されます。								
税額の計算	①と②を合計して算出します。 ① 家屋価値割 固定資産評価額（家屋）× 税率 0.7% ② 立地床面積割 敷地の土地に係る1㎡当たり固定資産評価額×家屋床面積×税率（※） ※ 立地床面積割の税率 <table border="1"> <thead> <tr> <th>当該非居住住宅の固定資産評価額（家屋）</th><th>税 率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7 0 0 万円未満</td><td>0. 1 5 %</td></tr> <tr> <td>7 0 0 万円以上 9 0 0 万円未満</td><td>0. 3 %</td></tr> <tr> <td>9 0 0 万円以上</td><td>0. 6 %</td></tr> </tbody> </table>	当該非居住住宅の固定資産評価額（家屋）	税 率	7 0 0 万円未満	0. 1 5 %	7 0 0 万円以上 9 0 0 万円未満	0. 3 %	9 0 0 万円以上	0. 6 %
当該非居住住宅の固定資産評価額（家屋）	税 率								
7 0 0 万円未満	0. 1 5 %								
7 0 0 万円以上 9 0 0 万円未満	0. 3 %								
9 0 0 万円以上	0. 6 %								

○課税対象の詳細や税額のシミュレーション等につきましては、京都市情報館（京都市のホームページ）の「非居住住宅利活用促進税について」をご覧ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000296672.html>